



住宅所有者の
みなさまへ

「まもりすまい延長保険の概要」

保証期間延長瑕疵保証責任保険

この「まもりすまい延長保険の概要」は、住宅事業者が加入する保険について、住宅所有者様に関わる重要な事項など、特にご確認いただきたい事項を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願いいたします。なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険契約内容の詳細については、住宅事業者または住宅保証機構までお問合せください。

保険のしくみおよび内容など

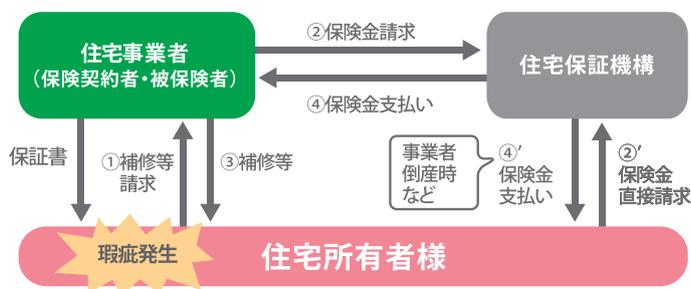
保険の名称

保証期間延長 瑕疵保証責任保険

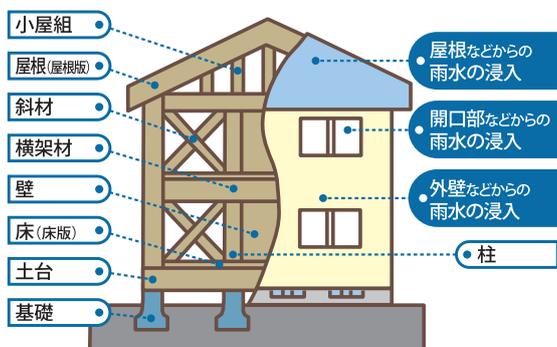
(保険商品名:まもりすまい延長保険)

この保険は、住宅保証機構が「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づいて行うものです。

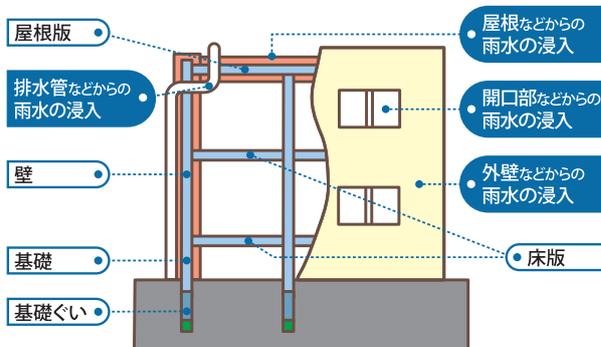
【保険のしくみ】



保険の対象となる基本構造部分(例)



木造(在来軸組工法)の戸建住宅
例) 2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅
例) 2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

契約内容 確認 シート

住宅取得者様は、ご契約の前に、必ず保険契約の内容をご確認のうえ、「保険契約内容確認シート」にチェックおよび署名または記名押印をお願いします。

現場検査の実施

- まもりすまい延長保険では、原則として現場検査を行います。現場検査を行う際は、住宅の敷地内および工事内容に応じて室内に立ち入る場合があります。あらかじめご了承ください、ご協力をお願いします。現場検査が実施できない場合、保険契約は締結できません。
- 現場検査は保険契約の締結を目的としており、保険対象住宅に瑕疵が無いことの証明や保証をするものではありません。
- 現場検査は工事内容に応じて、2回以上行う場合があります。

保険期間(保険のご契約期間)

- 保険責任は、住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の保証開始日に始まります。
- 保険期間は、お申込プランにより、保証開始日より5年または10年間です。

お申込プラン名	保険期間
10年延長プラン	10年間※
5年延長プラン【1回目】	5年間
5年延長プラン【2回目】	

※条件によって、保険期間が10年を超える場合がありますので、住宅事業者までご確認ください。

保険金のお支払

① 保険金をお支払する主な場合

- 住宅の基本構造部分の隠れた瑕疵に起因する、基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合の保険事故において、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお、瑕疵保証責任を履行できない場合、住宅保証機構は、住宅事業者が瑕疵保証責任を負担するべきであった損害の範囲において、住宅所有者様に対して保険金をお支払します。(住宅事業者が瑕疵保証責任を履行できる場合は、住宅事業者に保険金をお支払します。)

● お支払する主な保険金は次のとおりです。

- 保険事故を補修するために必要な材料費、労務費、そのほかの直接費用
- 補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用
- 仮住居・移転費用

② 保険金をお支払できない主な場合

- 次に掲げる事由により生じた損害については、保険金をお支払しません。
 - 洪水、台風等の自然変象もしくは火災、落雷、爆発等の偶然または外来の事由
 - 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
 - 住宅の虫食いまたは瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗等の事由
 - 住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
 - 保険開始日以降に行った住宅の増築・改築・補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
※ただし、5年延長プラン【1回目】の場合、5年延長プラン【2回目】にお申込みの上実施されるメンテナンス工事(基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を維持又は回復させるための工事)は、保険金のお支払対象となります。
 - 地震または噴火もしくはこれらによる津波が原因となって生じた火災による焼損、損害、埋没、流出等の被害(ただし、瑕疵の原因がこれらによらないことが明らかな場合を除きます。)
- 上記のほかにも保険金をお支払できない場合がありますので、詳しくは、右の二次元コード、または住宅保証機構(株)のホームページの「まもりすまい延長保険 契約内容のご案内」をご覧ください。▶ https://www.mamoris.jp/owner_agreement/



保険金額等

① 保険金支払限度額について

	一戸建住宅	共同住宅等
1住宅あたり限度額	500万円、1,000万円 または 2,000万円 ※1住宅あたり限度額は、住宅事業者までご確認ください。	
調査費用※2	1住宅あたり/補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ◆ただし、調査費用の実額または50万円のうち小さい方を限度	1住宅あたり/補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ◆ただし、調査費用の実額または200万円のうち小さい方を限度
仮住居・移転費用※2	1住宅あたり50万円	1住宅あたり50万円

※調査費用および仮住居・移転費用については1住宅あたりの保険金支払限度額の内枠とします。

※以下の特約が付帯される場合の当該部分の保険金額は、上記限度額に含まれます。

- 住宅リフォームの瑕疵担保責任に関する特約条項
- 給排水管路の瑕疵担保責任に関する特約条項
- 給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の瑕疵担保責任に関する特約条項



②免責金額(住宅所有者様の自己負担額)

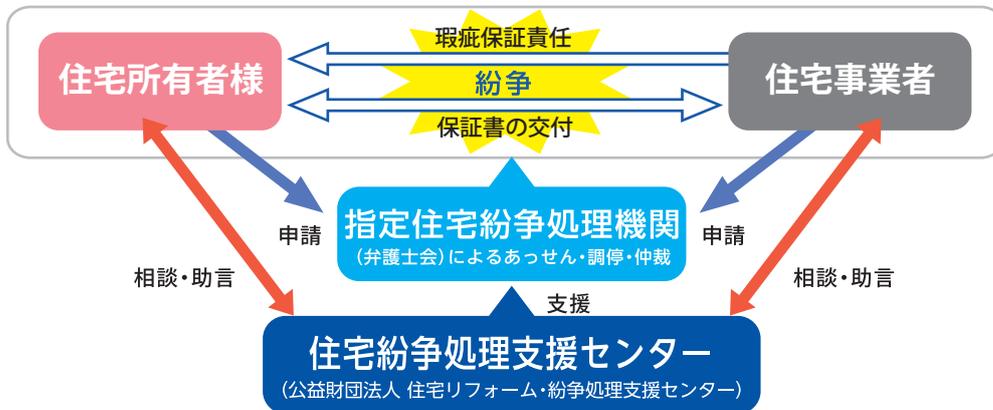
住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵保証責任を履行できない場合で、住宅所有者様に保険金をお支払する場合の支払保険金は、保険の対象となる損害の額から**免責金額(10万円)**を引いた額となります。**免責金額(10万円)は住宅所有者様の自己負担となります。**

住宅紛争処理に関する事項

※2022年10月1日よりご利用ができます。

- 住宅所有者様と住宅事業者との間に瑕疵保証責任に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者は、指定住宅紛争処理機関による紛争処理支援制度(あっせん・調停・仲裁)を利用することができます。
◎ご利用には所定の申請料がかかります。
- 住宅保証機構は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から意見照会または参加要請のあったときは、これに応じるとともに、紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。

保険付保住宅の紛争処理について



付帯される特約の概要

○「故意・重過失損害担保特約条項」

この特約が付帯されることにより、住宅事業者の故意・重過失にかかる損害について、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できない場合に限り、住宅所有者様に保険金をお支払します。

○住宅リフォームの瑕疵担保責任に関する特約条項

この特約が付帯されることにより、構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分以外のリフォーム工事の瑕疵に起因して、社会通念上必要とされる性能を満たさない場合に保険金をお支払します。

○共同住宅等に関する特約条項

この契約が付帯されることにより、一戸建住宅以外の住宅(共同住宅、長屋建住宅等)を対象とする契約に自動的に付帯し、限度額、保険金請求の手続き等に係る諸規定について普通保険約款の補足、読み替えをして保険金をお支払します。

○給排水管路の瑕疵担保責任に関する特約条項

この特約が付帯されることにより、給排水管路の瑕疵に起因して、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合に保険金をお支払します。

○給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の瑕疵担保責任に関する特約条項

この特約が付帯されている場合、給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の瑕疵に起因して、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合もしくは給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合に保険金をお支払します。





この保険に関するお問合せ窓口

一般的なお問合せ

この保険に関する一般的なお問合せ・相談等や、保険事故が発生した場合については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社

03-6435-8870

[受付時間]月～金9:00-17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

ご意見・苦情など

この保険に関するご意見・苦情等については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社[コールセンター]

03-6435-8871

[受付時間]月～金9:00-17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

紛争処理支援制度について

保険付保住宅において、住宅事業者と住宅所有者様との間でお困りのことが起こったら、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくことができます。お電話の際はお手元に保険付保証明書をご用意ください。(この保険の具体的な内容等に関するお問合せ等は除きます)

公益財団法人 住宅リフォーム・
紛争処理支援センター

03-3556-5147

[受付時間]10:00-17:00
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

住宅保証機構の個人情報に関する取扱いについては、住宅保証機構ホームページにて「個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)」として公表しております。
詳細については、住宅保証機構ホームページ(<https://www.mamoris.jp/privacy/>)をご確認ください。



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL.03-6435-8870 FAX.03-3432-0571

<https://www.mamoris.jp>